

第二十二回 参議院大蔵委員会會議録第二十五号

(二〇七)

昭和三十年六月二十九日(水曜日)午後二時五十分開会

委員の異動

本日委員白井勇君及び小柳牧衛君辞任につき、その補欠として田中啓一君及び最上英子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君
理事 西川甚五郎君
土田国太郎君
平林 剛君

委員

青柳 秀夫君
岡崎 眞一君
木内 四郎君
藤野 繁雄君
宮澤 喜一君
小林 政夫君
杉山 昌作君
前田 久吉君
岡 三郎君
菊川 孝夫君
天田 勝正君
井村 徳二君
中川 幸平君
最上 英子君

衆議院議員

大蔵委員長 松原喜之次君

國務大臣

大蔵大臣 一萬田尚登君

政府委員

大蔵政務次官 藤枝 泉介君

日本専売公 宮川新一郎君
社監理官

大蔵省主計 村上孝太郎君
局法規課長

大蔵省主税局長 渡邊喜久造君
事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員

常任委員 小田 正義君
会専門員

大蔵省主税 北島 武雄君
局税関部長

日本専売公 小川 潤一君
社総務部長

説明員

大蔵省主税 北島 武雄君
局税関部長
日本専売公 小川 潤一君
社総務部長

本日の會議に付した案件

○關稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○たばこ専賣法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○砂糖消費稅法案(内閣提出、衆議院送付)

○物品稅法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青木一男君) これより委員會を開きます。

まず關稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(松原喜之次君) ただいま議題となりました關稅定率法の一部

を改正する法律の一部を改正する法律案について、その提案の趣旨と内容を御説明申し上げます。

關稅定率法の一部を改正する法律の一部改正については、別途政府から關稅定率法等の一部を改正する法律案が提出されておりました、目下衆議院大蔵委員會において慎重審議中でありま

す。この政府提出案中には、從來暫定的に關稅を免除されて参りました石油のうち原油、重油及び粗油の一部に對して輕度の稅率で關稅を復活することとする改正規定が織り込まれており、この改正規定を本年七月一日から実施することとしたのであります。

しかしながらこの石油關稅の一部復活ということはきわめて重要な改正でありまして、これが是非ないし當否に關しましては、今後なお日を重ねて充分慎重審議を必要とすると考えられますので、とりあへず六月一杯で切れる關稅の輕減免除に關する現行法律規定の適用期限を本年七月三十一日まで一ヵ月間延長することとしたと考へまして、衆議院大蔵委員會におきましては全会一致をもつて本改正案を起草提出いたしました次第であります。

なお本改正案による減収は約一億三千八百萬圓と見積られるのであります。また、大蔵委員會は本改正案の提案を決定するに際しまして、衆議院規則第四十八條の二の規定により、政府に對して意見を求めましたところ、政府に對しては、やむを得ない旨の意見を開陳せられました。

以上がこの法律案の提案の趣旨と内容であります。

何とぞ御審議の上、御賛成あらんことを切望いたします次第であります。

○委員長(青木一男君) 質疑を行います。

○小林政夫君 この關稅定率法の一部を改正する法律案のものと政府提案は、衆議院へは、いつ付託されましたか。

○衆議院議員(松原喜之次君) 五月二十八日でございます。間違えありません。

○小林政夫君 今日まで、五月十九日から本日、まあ昨日ですが、六月の二

十七日、大かた一ヵ月半あるわけでありますが、かねて當委員會において衆議院議長に對しても、議長から衆議院議長に對しても、こういう期限の定めのある法律案につきましては、十分われわれにおいて審議の余裕を見て本院へ回付を願いたい、こういうことを再三にわたって申し入れをいたしましたのであります。また、このたびの國會になりましたも、本委員會の委員長より、嚴重にその点は貴委員會に對して申し入れをいたしましたはずであります、いよいよ明日に迫ったこの施行……、まあ明日限りで何らかの措置をしなればならぬこの法案等について、昨日結論を出されて、そうして本院へ回付されるということについては、いかうなお心組みであったか。また、ただいま政府から提案された……、一応承わつても、衆議院においては十分審査される日数はあつたと思ひます。その

間の御事情はいかがなことでございましょうか。

○衆議院議員(松原喜之次君) 貴委員會の御意向につきましては、実は正式にお申し入れを受けましたことは、本國會においてはなかつたのでござい

ますけれども、各党を通じてさうな御意思は確かに承つておりましたので、私どもといたしましては、極力貴意に沿うようにということで、相当努力をして参つたのでございしますが、従

いまして政府から提出されました三十八件の法案中、十九件はすでに回付済みになつておるような次第でござい

ますが、なお稅制一般との關連もございしますし、さらにまだ通つておりませんこの他の委員會との關係もござ

います。ガソリン稅法等との關係もございしますものでございしますが、

従つて遺憾ながら今日に至りまして、やむを得ずさうな一ヵ月延ばすというような改正法案を提出せざるを得なくなつたわけでございまして、

この点はまことに委員長といたしまして遺憾に存じておるわけであり

ます。

○小林政夫君 まあ遺憾の意を表されたのでありますけれども、なるほど正式な申し入れというのは、この國會になつてからはなかつた……、あなた

が衆議院の大蔵委員長に就任されてからは正式になつたというお話があつたのでありますけれども、まあ一応常識的にお考え願つても、われわれとし

てかなり審査の時間が要る。またそれ

は予備審査で、一応法案は回付されておりました。従つて内容の検討等については、われわれは、やる余裕を持っておりましたけれども、しかし最終的な参議院の意思決定をもちまして、それを万衆議院から回付された案に対してわれわれが修正をするというふうな場合に合つて、日にも関係でなかなか間に合はない。従つて実質的には、もう衆議院の意思通りに参議院は呑め、こういうことに相なるのであります。この点は先般も、あなたの方の委員会ではなかつたですけれども、補助金等の整理に關する法律を、衆議院において御修正になつて、参議院に回してこられた。あの際も、衆議院の特別委員会の委員長、理事の方が見えて、ここで提案理由とか、いろいろ質疑応答をされたときに、私たちはもう嚴重に、むしろ衆議院を代表して責任を持つてもらいたい、こういう日ぎりの法案については、参議院に十分審議の、意思決定の余裕を与えるように、相當の余裕を持つて送り込んでもらいたいという事を申し入れました。以後そういうふうにいたしますという、こういう確約をなさつてお帰りになつたわけでありました。大蔵委員長ではなかつたわけでありましたけれども、この関稅定率法は、今おつたごとく、地方道路税等との關係が多少ある、こういうことで向うの態度がきまらぬからというふうなこともありましたが、まあ、あつたかも知れませんが、それにして、地方道路税法にしても、相當の審査期間があるわけでありまして、もちろん政府提案の内容について賛否はわれわれも別であります必ずしも賛成するかどうかは別といたしまし

て、しかし結論を出して、意思決定をなさつてこちらに持つてくるということについては、相當の日にちがあるわけでありまして、特にまた物品税法の一部を改正する法律案にいたしまして、施行期日は七月一日からのはずであります。それをまあ昨日にあつた方で結論を出された、こういう問題についてわれわれは非常に不満なんでありまして、で、いろいろな意見が多いであらうと思つてゐる。まあ法案について、えてして、そういう傾向があるわけでありまして、衆議院のほうにおいて長く抱ておられればおられるほど、いろいろな各方面からの意見が出て收拾がつかない、こういう事情があるのじゃないかと思つてゐる。であります。まあ参議院というものがあつてもう一回審査をするという憲法の建前でもあるし、どうかわれわれのほうにも十分実質的な審議期間を与えるという意味において御協力をわすれずたいし、今後さうなことのないうし、一つ大蔵委員長としては御誓約をお願いしたいと思います。

が、どうかそういう事情をも一つ御考慮いただきまして、あまり嚴格にその点を私から約束させるというふうなことは一つ御容赦をお願いしたいと思います。

○小林政夫君 それでは別の観点から聞きますが、実はこの国会になつてからは、だいたい政務次官に対してとか政府委員に対して、いろいろそういう意味の、先ほど来申し上げるような意味の衆議院における審議促進について要望もし、希望もしましたが、そうきつい希望はいたしていません。まあだいたい前の国会においては、かなりわれわれ強く難詰をしたこともある。そのときわれわれの方の参議院側の邪推からいたしまして、どうもいろいろ問題があるような法案はなるべく衆議院において一回限りで、もんでもらつて、参議院でもう一回も返すことをやめてもらいたい。そこで政府委員のほうでもできるだけ衆議院にぎりぎりで持つておいてもらつて、参議院において修正の余地なからしめるように法案を参議院に送つてもらいたい、こういう氣持があるのではないか。それならば実にけしからん、こういうので大分やつたのであります。このたびに於いて、政府委員から委員長に対して法案審議の促進についていかなうな努力が払われたか、お聞かせ願ひたい。

○衆議院議員(松原喜之次君) 政府当局におかれましては、ここに見えてゐる藤枝政務次官を初めずいぶん努力をせられております。(笑聲)

「岡三郎君、」ほかの委員会より成績がいい方だから、半分通つてゐるのだから、きょうは一つやめてもらいたい」と述べた。

「木内四郎君、」どうですか、本件「の採決をされたら」と述べ、(笑聲)小林政夫君 努力されてゐる、ほかの委員会より成績がいいといつても、これは施行期日があるのだから、それが問題なんですよ。だから覚悟を超越して参議院対衆議院の問題なんです。社会党左派の委員長だからというても(菊川孝夫君「お手やわらかに願ひます」と述べ、笑聲)私はこうなると、努力されたというけれども、どうも政府の努力も足りないのじゃないか。實際いかなうな努力を藤枝政務次官や政府委員がやられたのか。われわれの意のあるところは今度の国会になつてもその都度申し上げてゐるわけでありまして、こういう段階においてこういうものを突きつけられて、法案の内容についての賛否は別ですよ、實際に参議院の実質的な審議を拘束するといふこの法案の扱い方については、政府も責任を負わなければならぬと思つて、この点はいかがですか。

○政府委員(藤枝泉介君) 各種の法案につきまして、衆議院の御審議の期間を十分にいただくように、衆議院が先議の法案につきましては、かねがねからその点を申し上げまして、審議の促進方をお願いして参つたのであります。政府のほうはなほ力が足りませんが、このようになつて参りましたことは、まさに御指摘のように政府にも大きな責任がございまして、申しわけなく存じております。ただ衆議院で御審議になつた場合にも、いろいろ関連の法案や何かの問題がありまして、内容の賛否を御決定なさるのに非常な時間のかかる場合もありますので、このようになつて参りましたことは、政府とい

たしましては非常に申しわけなく存じております。ただ先ほど御発言がありましたように、むづかしい法案はなるべく衆議院だけで引き延ばしておいていただく、参議院の審議期間を少くするといふような不心得の考え方は絶対に持つておられませんことを御了承いただきたいと思います。

○小林政夫君 大体以上で申し上げたいことは申し上げたわけでありまして、これ以上言つて、何べんも押し問答することになると思つてゐるのですが、どうか衆議院においても良識によつて、一つ今後とも参議院の審議を實質的に拘束しないように特段の御尽力御配慮をわすれずわししたいと思います。

○菊川孝夫君 ちょっと今の衆議院の大蔵委員長から提案された提案理由の中に、「政府においては、やむを得ない旨の意見を開陳せられました」といふのですが、これはやむを得ないといふのはどういふ意味のことであるか、ちょっとわれわれ了解しにくいのであります。この点について一つ主税局長なりあるいは政務次官からものと具体的に御説明願ひたい。

○政府委員(藤枝泉介君) 昨日衆議院の大蔵委員会において、ただいまごちへへ配付されましたような法案を御提出になる点につきまして、衆議院規則によりまして政府の意見を求められました。政府といたしましては、実は一カ月延長するために一億三千数百万円の減収にもなりますこととありますし、また国会の会期もいまだ決定いたしませんで、とにかく明日限りで国会も一応会期が切れるというふうな時期でございまして、このような法案を御提出いただきますと、実は政府といたし

ましては、財源の關係から、またその後の取扱の關係からいたしまして、非常にいろいろ問題があると存じますが、その点は申し上げたのであります。ただ国会の御意思がこれであるという法律に落ちつかれたといひましたならば、それにつきましては、その成立いたしました法律を忠実に執行いたしますという意味において申し上げた次第でございます。

○菊川孝夫君 今の政務次官のおっしゃられることはもう当り前のことであります。それは当然で、政府の出されたものが国会を通らないで修正になるということも当然であります。私のお聞きしているのは、こういうふうな一月延ばしておいたならば、再来月八月の一日からは、政府の原案通りに、すべて今心配になつてゐるような点が、話し合いであるいは法律の修正とか条文の挿入によりまして、円満に政府の原案というものが大体において通るといふような各党間の話し合いとかあるいは申し合せとかあつて、その上でどう回されたのだから、これは一つくらいやむを得ない、こういうふうにとつてお尋ねしたわけですが、今お聞きしましたようなその点の経緯をもう少し具体的に……これは二つの面があると思うのであります。一つは、重油について関税を今まで免除されておつたことによつて利益を受ける面からは、これの継続方を強く要望してくる。また重油の圧迫によりまして今非常に、いろいろの条件がありまして今非常に、一つは重油の圧迫のために非常に不況にありまして石炭産業の方面からは、得るだけや国内の燃料資源を使

つて、国外から入つてくる輸入品については、ある程度の関税障壁といつては極端でありますけれども、調整のための関税をこの際かけてもらいたいといふ、こういう要望がありまして、それぞれ主張が相対立するのであります。関税の問題については、いつも両方からの反対の陳情が出て参りました。いつでも国会は取捨選択に非常に困るというのが率直に言つて実情なんでありまして。そういうふうな面が一月間のうちに調整されて、政府原案が大体この両方の中をとつたものであるから、この辺で落ちつく見通しのもとに一月間の調整期間をお置きになつたのか。その辺の経緯をお聞きしたいのですが、その辺で、一月間の調整期間のうちに話し合ひもつくと、こういうふうに文面から今受け取つたので、その経緯をお聞きしたわけでありまして、大蔵政務次官が言われる形式的なことは聞かなくても当然のことであると思ひます。その点お答え願ひたい。

○政府委員(藤枝泉介君) 石油関税につきまして、ただいまお話をありましたような面がありまして、考慮いたしまして、実は政府原案のようなものを提出した次第でございます。ただいまの一月間に調整がとれる見込みがあつてやむを得ないと言つたのかといふことでございまして。これは今後の衆議院の御審議にもかかることとございしますが、私も政府側といたしましては、この間に調整をしていただいて、原案を御通過いただけるものといふふうに考へまして、お答えを申し上げたような次第であります。

○土田国太郎君 ちよつと、私、欠席いたしましたよくわからないのです

が、今度の新課税の目的が、大した金額でもないようですが、収入にあるのか、あるいは石炭援助対策といふような意味も含まれておられます。それをお伺ひしたいのです。われわれ重油を消費しておるのであります。省あたりから施設がえを命ぜられて、大分犠牲を払つておる。今度は石炭がああいう不況の關係上、石炭援助という意味からされるのであつた場合に、今度は重油だけであつた場合に、やるようにということになります。またこれに迷惑をきたすので、民間人といつても困るような問題が、その辺のところをお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(北島武雄君) 政府で御提案いたしております関税率法の一部を改正する法律案の中の重油関税の復活につきましてちよつと御説明申し上げます。実はいわゆる炭化水素油の関税につきましては、昭和二十六年の関税率の全面改正の際までは、原油、重油、粗油につきましては従量税でありました。一キロ七円ないし十四円の関税がかつておつた。二十六年の全面改正の際に従価税一割に改正いたしました。これはもちろん国内資源といたしまして石油の生産は比較的わずかではございますが、国策として原油の探掘を保護しなければならぬことは道理でありますので、従価一割の関税を設定いたしましたわけでございます。ただその当時は、輸入の原油、重油は、タンカー運賃の關係から非常に高うございまして、このために一挙に今までの従量税で、インフレーションのためにほと

んどノミナルになつておりましたのに對しまして、一割の関税をかけるというところは、相当影響するところ大きいというわけで、国会で御修正になりました。暫定的に免除するということになつたわけでありまして。その後、毎年この免税につきまして期限の延長をお願いしていただいまに至つたわけでございます。その後、主としてタンカー運賃の大幅な値下りがございます。そのために、輸入の原油、重油等の価格は著しく低落して参りました。一時に比べてキロリットル当り約二千元程度も下つた。そうなりますと、もともと基本税率といつたしまして関税を一割かけることにいたしましたのに対して免税しておる理由が非常に乏しくなつて参つたのであります。一昨年あたりからそろそろ炭化水素油の関税を復活しなければならぬ機運になつたのであります。何分影響するところ大きいものでございまして、慎重を期しましてただいまに至つたのであります。

一方、原油増産開発五カ年計画が政府において立てられておりました。今後原油を五年後には年産約百万キロリットルにしようという計画でございます。この方面からやはり関税を復活すべき機運にあつたのでございします。ただいきなり一挙に原油、重油等の関税を復活いたしますと、たとえは水産用あるいは機関船用等につきましてややはり相当響きが大きうございします。差し当りは、石炭対策をも兼ねまして、石炭と消費面において競合するところの陸上のB.C重油に對しまして従価八%の関税をかけることを目途にいたしました。ただし海上用についてはこれを行政指導によつて値上げさせ

ない、従つて関税の賦課によるところの値上げはすべて陸上のB.C重油にぶつかけるという構想のもとに、平均的には重油に對して六・五%の関税をかける、同じような思想から原油に對して二%の関税をかける、こういうことになつた次第であります。ごく簡単にありますが、政府の提案の趣旨をちよつと説明いたしました。

○土田国太郎君 よくわかりました。が、今の関税部長の御説明のうちに、船の方、漁船ですか、これには行政指導で安くお売りになるというお話が今あつたのですが、実質的にそういうことがでるのですか。

○説明員(北島武雄君) これは本格的に御審議いただきます際に通産省の担当の政府委員から御答弁願ひのが適當かと存じますが、私の存じております程度で一応申し上げますと、一般に石油の販売機構は他の物資に比べまして非常に整備されております。元売店から末端の特約店、代理店に至るまで、おのおの系統別に組織されておりました。ことに水産用につきましては漁港基地別にちゃんとした機構がございします。この機構を通じて、行政指導によつて、関税の負担を水産用等の海上用の重油には及ぼさないようにいたすことになつておるのであります。果してそれでできるかどうかといふお尋ねでございますが、これにつきましては、すでに四月一日から、水産用のA重油につきまして一キロリットル当り七百円程度の値下げを行政指導によつて行ひました。当初は多少の円滑さを欠いた点もあるようではあります。その後引き続き順調にこれが守られておるようでございます。こういう機構を

体の予算というときに、経費統制とか経費規制ということだけでやったら、事業は死んでしまう。どうしてもそれではいかんというところは当り前だと思ふのでありますが、やはり従来通り歳入歳出予算を中心にして、そうして、その事業計画であるとか貸借対照表であるとか、損益計算であるとか、いろいろなものは、これは従来の添付書類になつて来る。むしろ私はこれは逆に、企業会計におきましては、歳入歳出以上の、経費の規制を頭へ置いたやり方ではないに、事業計画とか貸借対照表とか損益計算というふうなものを主にして、ただあれだけ大きな事業でありますので、やはり金の出し入れが金融にも関係がありますので、大体の金の出し入れというふうな見当をつける。あるいは内部におきます経費統制の意味から、内部においてある程度の支出見込み、支出予算というふうなものを作るのはいいけれども、国会へ出す予算書はむしろ逆にした方がいいのではないかと、いろいろ考へております。しかも出ております予算を見ると、専売公社の予算は項までで、以下がない。そして款がないから、せっかく国会でこれを審議いたしましても、款以下は大蔵大臣が勝手に流用ができる。で、国会へ出しておきながら、国会を通過したあとには国会の拘束を全然受けないで、全部大蔵大臣の認可によって流用ができるような出し方をしている。款がないのです。これは結局やはり、こういう企業だけに、こういうような歳出予算を作ることが無理だから、それを実際やしていく上にどうしても大蔵大臣にまかしてもらわなければならんからとい

うことで出たと思ひますが、それと同時に、国会の審議権に対して非常に私には大きな点があるのじゃないか。国会にせつなく出しておきながら、出てしまつたら一切がささい大蔵大臣が項以下なら全部流用できるというふうな予算の出し方はないのじゃないかと思ふのです。これは要するに、先に申し上げましたように、企業経営における予算を歳入歳入をもとにするというお役所的なやり方だからこへ、こう、芽が出て来たのじゃないかと思ふのです。むしろ逆に歳入歳出予算を従たるものにして、そうして事業計画とか貸借対照表とか損益計算書というものを主たる予算にするというふうにお考えになる御意思がありますか。承わりたいと思ひます。

○国務大臣(一萬田尚登君) 非常にごもつとも御意見と拝承するのでありますが、まあ私の考へでは、逆にもつていくというところはどうかと思ひます。しかし相当弾力性を与えるようなところがいいのじゃないかと、かように考へております。

それから款ですが、そういうものがない、こういうふうにお話でございしました。これは合理化審議会に今聞きましたところ、一べんよく検討してまゐつて、まあこの辺でよろうというふうな結論になつておるようでありましたが、こういう点につきましては、やはりいろいろな情勢の変化もありましようし、なお検討を続けてみたいと思ひます。

○小林政夫君 大臣ではちよつと何でしようけれども、かねてからわれわれ主張しておつた予算委員会でもちよつと言ひましたが、専売益金を税金の

形で取るということを主張しておつたのでありますが、今の審議会の議を経て国民が知らずに税金を納めたといふことから、われわれの言つておつた、たばこ消費税的な税金、製造原価と販売価格を別にするという考え方を今度とらふとして、それにかわるのに、予算の参考書類として原価計算表を添付された、こういうことであります。今後この会計を運営していつて将来いろいろの問題が起つて来ますが、ここにあげられた原価を越えるものは必ず益金と、こういうもので、少くともこの一年間はこの製造原価というものを基調としていく。直ぐには変えない。という心組みですか。

○政府委員(宮川新一郎君) 小林先生が前国会當時から御主張になりました、たばこの益金の納付の仕方につきまして、税金の形で取つてはどうかという点につきましては、政府当局としては、税として確定に取れるほうがベターではないかと考へまして、昨年開催せられた三公社合理化審議会の専売部会の方に提案いたしました。御審議を願つたのでありますが、御承知のように、たばこの専売制度というものは、国民、消費者がたばこを消費することによりまして知らず知らずのうちに税金を納めるようにすることが専売制度の妙味のあるところではないか。また、かりに税金相当部分と企業利益相当部分に分けてみました場合は、専売公社に残すべき基礎利潤に相当すべき額を非常に小さく押えます場合には、これをもう益金として取り上げるのとほとんど大差のないということに相なる。また原価の計算にいたし

まして、原価のうち主要部分を占めております葉タバコの購入代金、その年々の豊凶のいかんによりまして非常に支出額が上下いたしました。はつきりした予定原価というものが立てにくい。こういうような点から、技術的にも税金として固定することとが困難ではないかという慎重な御意見がたくさん出まして、一応今年度より実施いたしましたようなことになりました。たばこでございますが、一応のことは措置でございまして、今後なおもっと合理化するために、この税金として適当な方法で取るという方方向につきまして、なお検討いたしたいと考えておる次第でございます。なお、ここであけました原価以下になつた場合は、これは当然益金部分があふれることになるわけでございまして、庫に入ることになるわけでございまして、かりに原価が予定してございまして、原価よりも高つた場合にどうするかという問題があるのでございする。これらの立て方からいいたしますが、これらの立て方からいいたしますれば、これは今年度の決算といたしましては、出て来た益金だけを国庫に納めざるを得ない。それ以上のものを追及することはできない。ただし三十一年度以降の予算査定に当りまして、無駄な経費がないかと、あるいは原料代等について明年度厳格な査定をいたしまして原価の高騰を防ぐとか公社の経営能力を上げますとか、そういう点について十分政府としては監督を加へ、公社も努力してまらう、こういう方向で、ただいまのところもつていきたいと、かように考へておる次第であります。

○小林政夫君 そうすると、示された

予定原価よりも上つた場合でも、専売益金は予算成立と同時に払う、その場合には、来年度において十分合理化等について、コスト低減について努力を続ける、そして予定原価よりも安くできた場合に、もちろんそれだけ利益がふえるわけでありまして、納付されるわけですが、これは本当に専売公社の企業努力でできた利益である、こう考へていいの、それほど確信のある予定原価なのかどうかということ。

○政府委員(宮川新一郎君) 一応過去の計数等から、これまでの物価の状況等を勘案いたしまして、一応立てた原価でございまして、これで必ず参るという、そうしてまた、これ以下にとどまりますならば、それは全部公社の企業努力によるものであるというふうに断定できるほど、確信のある予定原価ではございません。もちろんこの予定原価よりも原価の下りました場合には、公社の企業努力によるものもありましようし、あるいは一般的な経済事情の変動によりまして自動的に生じた利益もあるかと思ふのであります。その辺の判断は結果を待ちましてさらに検討し、予定原価というものを立て方をさらに厳密に検討して、妥当なものにするように努力を傾けて参りたいと考へる次第でございます。

○小林政夫君 この示された厚価の内訳の中で、原料費、材料費というものは、これは市価によつて変動があるわけ、まあ市価ということがいかに悪いかは別として、一応情勢によつてこの予算のときのような値段でないことが起つてくるのが予想されるわけですが、私の聞いておる趣旨は、年度末

○小林政夫君 それはそうでしょう。仙台の工場のほうは、まだ怒すべき点があるということは、建て方だつてこっちの方、今のような収納、よそへ迷惑をかけておる収納施設に使う金とあの工場建物を建てる金とは相当考えなければ……。

○國務大臣（萬田尚登君） 小林さんのおっしゃることは、非常に私、ごもっともだと思います。私今度ひまができたら地方を回つて歩きまして、そう

いうことのないように注意をいたしたいと思ひます。

○平林剛君　ちよつと大蔵省でも専売公社でもいいですが、資料を要求しておきます。専売公社が取り扱つておる葉タバコ収納所の地方局別の数、それからその収納所の賃貸別、どういうところから借りているのか、学校とか耕作組合で買つて建てたやつを借りるとか、いろいろあると思ひますが、そ

の種類別、もしかりに学校など買うわけにいきませんけれども、耕作組合が先に自分たちの金を納めて建てたものを買取するとしたならば、大体どのくらいかかるかという予算額、これを一つ一覽にしたものを提出願いたい。

それから委員長にお願いしておきますが、私は収納所の問題についても、若またたばこ関係のことについても、若の質問があるわけであります。しか

しきよの専売公社法の改正については、直接関係がありませんから、それに関する質疑を留保しておきます。適当な機会に当局を呼んで質疑を行う機会を与えてくれるようにお願いいたします。

○委員長（青木一男君） 承知いたしました。

○木内四郎君 衆議院の委員長に念のため伺つておきたいのですが、今の専売公社法の一部を改正する法律案は、これは衆議院は全会一致で通つたのですか。

○衆議院議員(松原喜之次君) さようであります。

○木内四郎君 そうすると、社会党の左派も右派もこの建前に同意されたわけですね。

○衆議院議員(松原喜之次君) 予算がすでに通つておる、その通つた予算の跡始末でありますから、これに両派社会党も同調したわけでありまして。

○木内四郎君 わかりました。それから私は監理官にもよつと伺いたいのですが、六号ですが、「前項の規定により公社が納付した金額は公社の昭和三十年度の損益計算上損失金に算入しない」ということはどういふことですか。

○政府委員(宮川新一郎君) 現在の立て方から申しますならば、専売公社といたしましては、主としてたばこでございまして、たばこの販売によりまして得ました収入金のうち、経費といふしまして必要としたものを損失といたしまして、その差額を一般会計に納付いたしております。昨年度創設されましたたばこ消費税は、これは経費として落しておるわけでありまして。今回三十年度を限りまして御審議願つておりますように、衆議院で修正になりました金額、四十四億七千四百万円といふ金額を限りまして、政府の交付税及び譲与税配付金特別会計に納付いたしまして、これを財源といたしまして、たばこ専売特別地方配付金として配付するものとなつたわけでありま

す。本来から申しますならば、たばこ消費税にかかわるべきものと心得るものでありまして、来年度からは別の法律でもって御審議願つておりますように、地方税法に規定されております百分の八を百分の九に相当する税金額が、たばこ消費税として専売公社から地方に納められまして、それは経費として落ちまして、残りが一般会計に入ることになっております。ことしだけが非常な中途半端な格好になっておりました、税率が固定いたしておらない関係もありまして、これが直ちにたばこ消費税として公社の損失金に落すわけに参りませんので、一応益金として計上するわけにございまして、その益金のうちから四十四億を引いたものを一般会計の方に納める、こういう仕組みにいたしたわけでありまして。

○木内四郎君 そうすると、この六号で損失金にして算入しないといふことは、その結果益金ということですか。

○政府委員(宮川新一郎君) さようでございます。

○木内四郎君 そこで益金を二つに分けた理由ですね。この益金を二つに分けてある。自由に分け得るということになれば、差異がないといふことですか。三十億圓と掲げてあつたが、それを四十四億七千四百円に上げたわけですね。こういう例を開き始めるときがないように思いますが、それはどうですか。

○政府委員(宮川新一郎君) 先ほど申し上げましたように非常に異例の措置と考へておりました、このような前例は努めて避くべきものと思つております。今後は公社関係につきましてはこ

たしたいと考へております。

○木内四郎君 どういう目的でやつたのですか。

○政府委員(村上孝太郎君) 私から補足的に説明させていただきますが、先ほども申し上げましたようにこの四十四億がたばこ消費税の身がわりであるといふことはその通りでございます。たばこ消費税ならば損金として落すわけにございまして、その経過措置といひまして、本年度に限りましてこの四十四億のたばこ消費税のかわりに国といたしましては一般会計の財源を地方公共団体の財政の補てんに充てるために財源を譲与した、こういう形をやつて参るわけにございまして。このたばこ専売の益金と申しますのは、これはいわばたばこに關する独占権を公社に國が付与しまして、そのフランチャイズと申しますか、特許的なものが一般会計に納付される、こういうふう

に考へるわけにございまして。その益金の一部を國が地方公共団体に対するたばこ専売特別地方配付金という形で別途の財源を作りまして、これを地方公共団体に譲与する。その関係でたばこ専売公社から直接に交付税特別会計に入れる。こういう形になっておるわけにございまして、こうした例はたとえば國の普通の國税でございまして、地方道路税といふ税を創設いたしまして、そのすべてが地方公共団体の財源に充てられるという性格から、租税収納資金から直接に交付金特別会計に入られるのと、目的歳入としては同じ性格ではないかと思つたのでござい

ます。この大きな千数百億にわたります専売益金の一部を分けるという前例は、ただいま宮川監理官から申しまし

たように通常の措置とは申しがたいといひますか、一般会計の財源を守るといふ意味から申しますと、非常に特別な措置である、こういうようにわれわれも考へております。

○木内四郎君 私はこの専売益金をこ

ういふふうに分けてやることはあまりいい例ではないと思つたのですが、ただいま監理官からも主計局の方からもあまりよくない例である、前例にしたくないといふお話しでありますので、私はこれ以上申し上げません。

○委員(青木一男君) 他に御発言もないようであります、二案の質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(青木一男君) では衆議院側は御退席を下すつてけつこうでござい

ます。これより二案を一括して討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

別に御発言がないようであります、討論は結局をしたものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(青木一男君) 御異議ないといひます。これより採決に入ります。まず、日本専売公社法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青木一男君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。次に、たばこ専売法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を

衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青木一男君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、諸般の手續は慣例により、委員長に御一任願ひたいと存じます。それから多數意見者の御署名を願ひ

ます。

多數意見者署名

〔日本専売公社法の一部を改正する法律案外一件〕

西川 五郎 青柳 秀夫
前田 久吉 土田 國太郎
小林 政夫 岡崎 眞一
木内 四郎 藤野 繁雄
最上 英子 中川 幸平
井村 徳二 杉山 昌作
岡 三郎 平林 剛

○委員長(青木一男君) 次に、砂糖消費税法を問題にいたしまして、質疑を行います。

○小林政夫君 実はきよう陳情を受けたのだけれども、大カン練乳用砂糖といふのは今まで免税になつておつたのに、今度復活させるかもしれない、こういうことを言つていますが、政府のお考えはどうなんですか。これは法律の問題じゃないらしい……。

○政府委員(渡邊喜久造君) 大カン練乳の問題、これはわれわれの方でも現在問題にしております大カン練乳と申しますのは、石油カンのような大きなカンに入つて売られてゐる練乳のこととでございまして、大體練乳につきまして砂糖消費税を免除して参りました趣旨は、主として育児用の練乳につい

てこれに使う砂糖を免除する意味だといふふうにわれわれは考えております。従いまして育児用の家庭で消費されます砂糖でありまして、消費されれば、これはおのずからカンに限度があるわけでございます。従いましてこうしたカンの砂糖を免除するということにつきましては、われわれもカンに入る練乳についての砂糖消費税を免除する、これはまあ厚生省の方ともいろいろ話し合っておりますが、われわれはこの制度を続けていくことについては別に異論を持っておりません。ただ大カンで、大きなカンで売られてる練乳は、その消費されている実態を見て参りますと、おむね菓子原料に使われております。ほとんど全部が菓子原料に使われているといふふうに申し上げても差しつかえないように思っております。従いまして戦前は、そういうふうな大カンの練乳につきましては砂糖消費税を免除することをしております。大カン練乳についての砂糖消費税を免除することになりましたのは、特に終戦後でございますが、練乳の供給が非常に不足いたしました。やはりどうしても大カンでもって運んで、まあ各戸に適當に分ける、配給時代の遺物と申しても過言でないと思っております。そういうような意味からいたしまして、これを続けていくことについては、本質的な意味からいいますと、どうも現在としましてはその意味を失っているように思っております。ただししかし他面現在の畜産工業といえますか、そうした点を考へて参りますと、御承知のように牛乳の値段が相当下っている。それの製品が下っている。こういったような

ことが現実の問題として目に見えてきておりますので、従いましてそういう過去の、まあ遺物と申しては言い過ぎかもしれませんが、遺物的な存在になっているものにせよ、今にわかになつて廃止しますことにつきましては、そうした練乳工業の方の影響も十分考慮しなきゃならぬじゃないだろうか。そこで実は本日も農林省の畜産局長ともいろいろ話し合ってきたわけでございますが、まあ畜産局の考え方としましては、至急粉乳にする設備を作りたいて、そういうふうにして現在の牛乳につきましての処理のやり方について新しい方途を講じたい、従つてそれと見合ひながらこの措置を、まあ廃止するということに考えてもらいたい、こういうような話でございます。従いましてその時期をどういふふうに考へていくかと、こういう問題につきましては、いろいろの問題がございます。農林省の希望している線と、われわれがこの辺までは待てるけれども、それが先は無理じゃないかという線とは、現在のところまだ意見は一致しておりません。従いまして、さしあたりましての措置としましては、とりあへず政令で定める日までは従来の措置を續けていく、それでいつをもつてそれじゃやめることにするか、これはやはりある程度ゆとりをおいてやらなければならぬと思っております。きょうやめることにきめたから、もうあしたからいかにということでは、これは業界もとても対処できないことですか、従いまして、本日までのことでは、ちよつと両方の意見の一致をみませんものでしたものですから、非常に恐縮ですが、窮余の策として一応政令

で定める日におきまして、その政令で定める日をいつにするかというところは、至急これは話をつけてきめようじゃないか、で、やはりこれは一定の期日、めどをおきまして、片方の練乳工業との事情も考えながら、一応の期限をおいて、そしてその日限りでもつてこの大カンの措置は、もう免税することとはやめる、こういう措置に持つていくべきではないか、現在政府の方で考へておりますのはそういう次第でございます。

○藤野繁雄君 小林委員の質問されたのと同じ問題であります。御承知の通り、日本では蛋白質資源が少いために国民の健康上も非常に重大影響を及ぼすのであります。こゝにふたつな蛋白質資源の資源としては、現在政府においても畜産の奨励をやっているのではありません。この畜産の奨励に際しては、政府は相當責任を持つてこれの育成強化に努めなくちゃいけないのであります。もしもこれに課税をするというふうなことになる参りますというのと、練乳の生産が減少し、練乳の生産が減少するということは、一方においては畜産の奨励に反比例するということになつてくるのであります。でありますから、また農林省との打合せが済んでいないというのであります。すみやかに農林省とも協議して、日本の食糧問題の解決、蛋白質資源の解決、こういうふうな方面に万全の策を講じていく、こういうふうな方面に遺憾のないようにしてもらいたいという希望を申し上げておきます。

○政府委員(渡邊喜久造君) 蛋白質資源の供給確保につきまして、その必要性

を認めることにつきましては、われわれも人後に落ちるものと思つております。ただ、今申しましたように、大カン練乳が実際どういふ方面に消費されているかといへば、これは菓子原料に消費されている、こういうことははっきりだれしも認めているようでございます。従いまして、それに使つて砂糖消費税をまける、免税するということとは、どうも筋としては通らないんじゃないか、ただこれを先ほども申しましたように、そういうことは筋が通らないにしろ、急にそれをやめる、それはすぐに練乳工業に影響し、畜産業に影響する、従つてやはり一応の準備期間をおき、徐々にこれをやめる正常な姿に戻す、それによつて藤野委員の御心配になつておる、そうした面にも大きな変動を与えないという点につきましては、われわれもそういう配慮が必要じゃないか、こういうふうに考へておられますが、大体御趣旨の点はわれわれも同じような気持ちであります。ただ具体的にそれじゃどういふ程度の猶余期間をおくべきか、これは今農林省とよく相談をしておりますので、その結論を待ちまして実施に移すことにしたい、で、當然ある程度、政令で公布し、それを実施するまでの間には、やはり一応の猶余期間をおけるような、準備期間をおけるような措置をとりたい、その意味におきまして、いつ頃まで認めていくかということにつきましては、今農林省と相談をいたしておりますが、御趣旨の点につきましては、われわれとしましても十分考へていきたいと思つております。

○藤野繁雄君 私はこの前の委員会の際においてもお尋ねしたのでありますが、どうも御答弁がまだ正確でなかったのではありませんか、再びお尋ねするのであります。自家用砂糖の免税の数量、それをどのくらいの程度に定めるのであるか、明らかにしていただきたいと思つております。

○政府委員(渡邊喜久造君) 結論から先に申し上げますと、一人あたり年十五斤というくらいの数字でいいじゃないかといふふうに思つております。多少敷衍して申し上げますと、普通の家庭消費の量でございます。大体月一斤ぐらの消費になつておるうちに思ひます。それからしますと十二斤という数字も出るでございますが、これは御承知の通り黒砂糖でございます。まあ黒砂糖を使つておるようなところにおきましては、普通の家庭消費と多少違つた意味で、菓子がわりといつては消費量があるやうでございますので、大体年十五斤、今考へておりますのは九月一日ぐらゐのデーターをとりまして、と申しますのは、製糖期が大体十二月ぐらゐから始まります。やはりそれと多少ゆとりのある前の時期をとりまして、製糖業者の間から、家では大体家族が九月一日現在で何人いるというところを、一応税務署の方に申告してもらひまして、その人数によつて自後一年間の分といひますか自家用としてそれだけ消費しませんが、それには砂糖消費税をかけない、九月一日をとりましますと、その後において年間を通じてみましますと、あるいは家族が殖えたり減つたりということもあるやうと思ひますけれども、百斤四百円、一斤四円の

税金でもございますから、一応その辺のところでは、これはプラスになることもあれば、マイナスになることもあるわけでありまして、大体九月一日現在の家族の数で押えまして、一人について年十五斤ということをやつた方がいいんじゃないか、現在政令の案としてその程度のことを考えております。

○委員長(青木一男君) 他に御発言がないようでありまして、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありまして、討論は結局したものとして認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。砂糖消費税法案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青木一男君) 全会一致であります。よって本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は慣例により委員長に御一任願いたいと思ひます。それから多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名
石川甚五郎 青柳 秀夫
前田 久吉 土田國太郎
小林 政夫 岡崎 眞一
木内 四郎 藤野 繁雄
最上 英子 中川 幸平

井村 徳二 杉山 昌作
岡 三郎 平林 剛

○委員長(青木一男君) 次に、物品税法の一部を改正する法律案を議題にして質疑を行います。

なお、本件につきましては過半参議院通信委員長より大蔵委員長に対してテレビジョン受像機およびラジオ受信機に対する物品税引き下げに対する申し入れがあったことを申し上げておきます。なお、聞くところによりますと、衆議院におきましても通信委員長から大蔵委員長に対して同じような申し出があったそうでございますが、大蔵委員会は、それにもかかわらず、原案通り可決して当院に送付してある次第でございます。このことを申し添えておきます。

別に御発言もないようでありまして、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○小林政夫君 賛成いたします。取りあへず賛成いたします。

物品税については、かねて申し上げてある通りでございます。本来は減免さるべきであると思ひます。しかし少くともかりに行うとしても、さらに品目について検討すべきものもありますので、今国会の会期もある程度延長されるよう、その間に衆議院等においても、適当な善処があるものと期待して、取りあへず本案に賛成いたします。

○委員長(青木一男君) 他に御発言もないようでありまして、討論は結局したものとして認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。物品税法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青木一男君) 全会一致であります。よって本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は慣例により委員長に御一任願いたいと思ひます。それから多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名
西川甚五郎 青柳 秀夫
前田 久吉 土田國太郎
小林 政夫 岡崎 眞一
木内 四郎 藤野 繁雄
最上 英子 中川 幸平
井村 徳二 杉山 昌作
岡 三郎 平林 剛

○委員長(青木一男君) 明日は午前十時より委員会を開きまして、残った関税に関する法案の採決をいたしたいと思ひます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十八分散会

六月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、砂糖消費税法案(予備審査のため付託は五月十二日)

一、日本専売公社法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月二十五日)

月二十五日)

一、物品税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月二十八日)

一、関税定率法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は同日)

関税定率法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案

関税定率法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案

関税定率法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案

附則

この法律は、公布の日から施行する。

六月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、財団法人日本海員会館に対する国有の財産の譲与に関する法律案(衆議院、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署の設置に關し承認を求めるの件)

財団法人日本海員会館に対する国有の財産の譲与に関する法律案

財団法人日本海員会館に対する国有の財産の譲与に関する法律案

財団法人日本海員会館に対する国有の財産の譲与に関する法律案

附則

この法律は、公布の日から施行する。

六月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、財団法人日本海員会館に対する国有の財産の譲与に関する法律案(衆議院、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署の設置に關し承認を求めるの件)

う船員の福利厚生に關する事業の用に供させるため、他の法令の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に財団に使用させている国有の財産を譲与することができる。

(用途の制限等)

第二条 財団は、前条の規定により譲与を受けた財産を、運輸大臣の許可を受けずに、同条に規定する事業の用に供してはならない。

第三条 財団が解散しようとするときは、第一条の規定により譲与を受けた財産の処分については、運輸大臣の許可を受けなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

第一条に規定する国有の財産で同条の規定による譲与の際現に國が海技専門學院の用に供してあるものについては、國は、当該譲与後も当該財産を無償で使用することができる。

3 財団が第一条の規定により国有

の財産の譲与を受ける場合における当該財産の所有権の取得の登記については、登録税を課さない。
4 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第七十三条の七に次の一号を加える。
十四 財団法人日本海員会館に對

する固有の財産の譲与に関する法律（昭和三十年法律第 号）
第一条の規定により財団法人日本海員会館が固有の不動産の譲与を受ける場合における当該不動産の取得
地方自治法第五十六条第六項の規定に基き、税関支署の設置に關し承認を求めるの件

地方自治法第五十六条第六項の規定に基き、税関支署の設置に關し、承認を求めるの件
横浜税関川崎出張所外七税関支署を別紙のとおり税関支署に改める必要があるもので、その設置について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五十六条第六項の規定に基き、国会の承認を求める。

別紙

新設する税関の支署

所轄税関	税関支署名	位置	管轄区域
横 浜	川 崎	川 崎 市	川 崎 市
神 戸	千 葉	千 葉 市	千 葉 県
	尼 崎	尼 崎 市	尼 崎 市
大 阪	京 都	京 都 市	京都府のうち 京都市 宇治市 船井郡 北桑田郡 南桑田郡 久世郡 乙訓郡 綴喜郡 相楽郡 滋賀県
門 司	宇 部	宇 部 市	山口県のうち 宇部市 山口市 小野田市 美禰市 吉敷郡 美禰郡 厚狭郡 山口県のうち 下関市 萩市 長門市 豊浦郡 阿武郡 大津郡
函 館	油 津	日 南 市	宮崎県のうち 日南市 都城市 小山市 串間市 西諸県郡 北諸県郡 南那珂郡 北海道のうち 札幌市 岩見沢市 美瑛市 芦別市 夕張市 江別市 千歳郡 夕張郡 空知郡 札幌郡（手稲町を除く） 樺戸郡 石狩郡（石狩町を除く）

備考

廃止する税関の出張所

所轄税関	出張所名	位置
横 浜	横浜税関川崎出張所	川 崎 市
神 戸	横浜税関千葉出張所	千 葉 市
大 阪	神戸税関尼崎出張所	尼 崎 市
	大阪税関京都出張所	京 都 市
門 司	門司税関宇部出張所	宇 部 市
函 館	門司税関下関出張所	下 関 市
	細島税関支署油津出張所	日 南 市
	小樽税関支署札幌出張所	札 幌 市